

総務警察委員会記録

開催日時 平成23年11月30日(水) 13:43~13:53

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

中野 雅史 委員長

山村 幸穂 副委員長

小林 茂樹 委員

岡 史朗 委員

森川 喜之 委員

乾 浩之 委員

荻田 義雄 委員

中村 昭 委員

欠席委員 1名

新谷 絃一 委員

出席理事者 杉田 総務部長 ほか、関係職員

議 事

(1) 議案の審査

議第60号 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例

議第61号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

会議の経過

○中野委員長 ただ今より、総務警察委員会を開会いたします。

本日の欠席は、新谷委員です。案件に入ります前に、あらかじめお断りしておきます。

本日の委員会では、付託議案の審査のみとなりますので、ご了承願います。

また、総務部長、総務部次長(人事担当)、総務部次長(財務・情報担当)、財政課長に限って出席を求めていますので、ご了承願います。

それでは、案件に入ります。当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承

を願いたいと思います。

それでは、付託議案について総務部長より説明をお願いいたします。

○杉田総務部長 それでは、本定例県議会で先行してお願いいたしております条例についてご説明いたします。

お手元に「平成23年11月定例県議会提出条例」があるかと思います。平成23年11月定例県議会提出条例は2本でございます。

まず1件目でございますけれども、奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例でございます。これにつきましては、県の一般職員につきまして人事委員会の勧告に基づきまして、後ほど条例改正しますけれども、特別職の議員報酬等につきましても特別職報酬等審議会の答申等の結果に基づきまして条例改正を行うものでございます。一般職の給与の公民格差につきましては、マイナス0.25%という結果が出ております。それを踏まえた上で、今回、要旨に記載のとおり所要の改正を行うものでございます。

まず1番でございます。県議会議員報酬額等でございますけれども、議長、副議長、議員につきまして、記載のとおり減額の改正を行うものでございます。

次に2番でございますが、知事、副知事につきましても特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、記載のとおり減額をさせていただきます。

また、あわせまして委員会の委員、その他特別職の職員としまして、まず常勤の職員、これ代表監査委員でございます。非常勤の職員ということでそれぞれ種類がありますけれども、教育委員長等、労働委員会等、教育委員、そして議会議員の監査委員など、それぞれ月額報酬が定めてありますので、それも改定をするものでございます。なお、日額委員につきましても同時に改正いたします。

また、附属機関の委員につきましても、国の人事院勧告で日額の限度額等改正されておりますので、改正させていただきたいと思っております。

4番に書いてありますが、施行期日は12月1日でございますが、議会議員等、知事、副知事等、期末手当の支給される職につきましては12月の期末手当の額におきまして所要の調整が行われることとなります。

次に3ページ、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正条例でございます。これにつきましては人事委員会の給与に関する勧告、これが10月27日に提出されました。一般職の職員等につきまして、給与の額を改正いたします。具体的に申し上げますと、要旨

の1番でございます。まず前提としまして、これは国の人事院勧告もそうですが、医療職の給料表につきましては医師の確保の観点から、今回減額改定を見送ることとされております。

残余の給料表につきましては、主に中高年齢層が受ける給料月額を改定するというところでございます。具体的に申し上げますと、おおむねマイナス0.1%からマイナス0.5%、給料表に基づきまして改正するものでございます。一般職員、一般職の任期つき職員、そして一般職の任期つき研究員につきましても同様に給料表を改正するものでございます。なお、これらにつきましても、先ほど申し上げましたように、調整につきましては12月の期末手当におきまして調整を行うものでございます。

全体の影響額でございますが、平成23年度トータルで、一般会計、特別会計等合わせまして3億6,000万円の減額補正となりますが、これにつきましては今回の補正予算案で措置させていただいております。以上でございます。

○中野委員長 ご苦労さまです。ただいま説明のありました付託議案についての質疑を行います。ご発言願います。ございませんか。

マイクを入れて、立って発言を願います。

○森川委員 医療職の給与についてですけれども、医師も全部含まれるのかどうか、聞きたいと思います。これからの医師の確保について、もし医療職の医師も含まれているのであれば、今後の対応としてお聞きしたいのです。

○中総務部次長人事課長事務取扱 今回の勧告によりますと、医療職給料表(一)表というのが医師に係る給料表ということでございまして、その(一)表の職員は今回のマイナス勧告から除かれております。だから、お医者さんは今回の医師確保の観点からも減額はしないということになっております。

○中野委員長 よろしいですか。

○森川委員 はい。

○中野委員長 それでは、付託議案についての質疑を終わらせていただきます。

続いて、採決に当たり付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言願います。

○山村副委員長 それでは、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましても反対意見を述べたいと思います。

公務員の、まず第一に生活悪化につながるということです。3年連続マイナス勧告であるとともに、1998年から13年間で平均年間給与は72.4万円下がっているというこ

とで、非常に深刻だと思います。今回、官民の格差を是正ということではありますが、官が下げますと、結局これが民間賃金の引き下げの圧力になるということで、下げ循環という形で負のスパイラルになるということで非常に不合理だと思います。

さらに50歳代以上の大幅賃下げをねらうというやり方で、ベテランの職員の生活実態を無視した中身で、高齢者の方々にとって将来の人生設計というものが狂うことになるということでも問題だと思います。

さらに今回、既に支給されております4月からの給与についてさかのぼって減額するというので、不利益を遡及することになるという点で認められるものではないと思います。

今回の給与改定分の影響額が全体合わせて3億6,000万円ということでございますけれども、今、内需拡大というのが景気対策として非常に重要な施策であると思いますのに、このような減額を行うということは県内の景気対策という点でも非常に景気悪化の原因になるということで反対をしたいと思います。特別職につきましては賛成いたします。

○中野委員長 ほかにご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、これより採決を行います。

ただいま議第61号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、山村委員より反対の意見がありました。起立により採決をいたします。

お諮りをいたします。

議第61号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

着席願います。

起立多数でございます。

よって、ただいまの議第61号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、議第60号については簡易採決により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

お諮りいたします。

議第60号、奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例については、原案どおり可決することにご異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議がないものと認めます。

よって、ただいまの議案は、原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、委員長報告についてであります。本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないこととなっております。日本共産党は反対討論をされますか。

(「しません」と呼ぶ者あり)

されませんか。

では、委員長報告に反対意見を記載することといたします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任を願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。よろしく願いいたします。

ご苦勞さまでございました。これをもって、本日の委員会を終わります。ありがとうございました。